

令和5年度京都再エネコンシェルジュに係る研修、試験及び認証等業務仕様書

1 事業の目的

府民が住宅に再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を導入する際に、身近なところで相談ができる人材を育成するため、必要な知識を学ぶ研修会及び理解度を確保する試験をオンライン型で実施するとともに、試験に合格した者を「京都再エネコンシェルジュ（以下「コンシェルジュ」という。）として認証する。

2 コンシェルジュ認証制度に係る研修、試験及び認証業務

業務内容は以下のとおりとし、実施方法、進捗状況の報告時期等については、京都府と協議の上決定するものとする。

なお、実施にあたっては、「令和5年度京都再エネコンシェルジュ認証制度に係る支援及び普及啓発業務」と連携すること。

(1) 認証研修資料（動画、テキスト）の作成等

コンシェルジュの認証取得を希望する者を対象としたオンライン型研修会を実施することとし、以下のとおり認証研修動画及びテキスト等を作成すること。

ア 研修の内容

(ア) 再エネ基礎

- a コンシェルジュについて
- b 国の地球温暖化の現状と対策及びエネルギー政策
- c 府の地球温暖化対策、エネルギー政策
- d 家庭のエネルギー消費量、地域性、住宅の状況などを踏まえた府内の住宅に再エネを導入するために必要な基礎知識 など

(イ) 再エネ設備①

- a 住宅用太陽光発電及び住宅用蓄電池のメリット、デメリット
- b 住宅用太陽光発電設備の施工注意点、トラブル事例
- c 住宅用太陽光発電設備の維持管理・廃棄 など

(ウ) 再エネ設備②

- a 住宅用太陽熱利用設備、薪、ペレットストーブのメリット、デメリット
- b 住宅用太陽熱利用設備、薪、ペレットストーブの施工注意点、トラブル事例 など

(エ) 再エネ応用・普及

- a 国や府の補助制度（ZEH 及び太陽光発電設備の第三者所有モデル含む）
- b 設備販売時の注意点
- c 景観規制等の状況
- d 防災、健康づくりの視点から見た再エネ導入 など

イ 研修動画の構成

以下の2パートで構成される動画とする。

(ア) 学習パート

アの説明画面（PowerPoint を活用した説明画面等）及び音声により構成される視聴型の動画とする。

(イ) 履修状況確認パート

イ(ア)で履修した内容を確認するパート（小テスト等）とする。

ウ 研修動画の時間

1本あたり15分～30分程度の動画とし、計6時間程度とする。

エ 研修の講師

専門的な知識をもつ者を府と協議の上、選定すること。

オ テキストの実費販売

作成したテキストを新規認証研修受講者に対し実費で販売する。

販売にあたっては、対象者等必要な情報を府に提供し、府が振込用紙を作成及び対象者あて発送するので、振込が確認できた研修受講者に対し、テキストを発送すること。（振込確認は府で実施し、その結果を府が提供。）

なお、更新認証研修受講者あてには、無料で提供（発送）すること。

(2) 新規認証研修会の実施

新たにコンシェルジュの認証取得を希望する者を対象としたオンライン型研修会を以下のとおり開催すること。（申込受付等の業務も含む。）

ア 研修方式

(1)で作成した動画による、オンライン型研修会とする。

イ 研修範囲

(1)アの内容とする。

ウ 研修時間

研修時間は6時間程度とする。

エ 研修会の開催期間

研修会（研修動画視聴可能期間）は4週間以上の期間を設けるものとする。

オ 研修実施回数

研修実施回数は2回以上とする。

カ 研修内容に係る質問対応

研修内容に係る質問は、メール等で受け付けることとし、質問に対する回答はWeb上に掲示すること。

キ アンケート

研修会に係るアンケート調査票を作成し、回収・集計・分析を行うこと。

なお、アンケート内容については、府と協議の上、作成すること。

ク 広報

府民、関係団体、関係事業者等に向けて、研修会の広報を行うこと。

なお、受講者を増加させるために効果的な広報方法を検討の上、実施すること。

ケ その他

申込者の業種について以下の分類で整理すること。

- ・太陽光発電設備販売・施工
- ・太陽熱利用設備販売・施工
- ・木質バイオマス設備販売・施工
- ・建築関係（住宅販売・設計等）
- ・個人

（上記に当てはまらない場合は、どのような業種か把握すること。）

(3) 新規認証試験の実施

新規認証研修の受講修了者を対象としたオンライン型の認証試験を以下のとおり行うこと。（申込受付等の業務も含む。）

ア 試験内容

新規認証研修の内容を踏まえた30問以上の選択方式の問題を作問し、無作為に抽出した20問以上により試験を行うこと。

なお、合格基準は7割とし、試験の難易度は、過去に実施した試験と同程度のものとする。

イ 試験時間

試験時間は30分程度とする。

ウ 認証試験回数

認証試験回数は、合計で2回以上とする。

エ 可否の連絡

認証試験合格者に対しては認証試験合格、不合格者に対しては認証試験不合格を通知すること。

オ 不合格者への対応

認証試験不合格者に対しては、必要に応じて認証研修の再受講等の案内を行い、再試験を行うこと。

カ その他

申込者の業種について以下の分類で整理すること。

- ・太陽光発電設備販売・施工
- ・太陽熱利用設備販売・施工
- ・木質バイオマス設備販売・施工
- ・建築関係（住宅販売・設計等）
- ・個人

（上記に当てはまらない場合は、どのような業種か把握すること。）

(4) 更新認証研修会の実施

コンシェルジュの認証更新を希望する者を対象としたオンライン型研修会を以下のとおり開催すること。（申込受付等の業務も含む。）

ア 研修方式

(1)で制作した動画による、オンライン型研修会とする。

イ 研修範囲

(1)ア(ア)及び(エ)の内容とする。

ウ 研修時間

研修時間は2時間程度とする。

エ 研修会の開催期間

研修会（研修動画視聴可能期間）は4週間以上の期間を設けるものとする。

オ 研修実施回数

研修実施回数は2回以上とする。

カ アンケート

研修会に係るアンケート調査票を作成し、回収・集計・分析を行うこと。
なお、アンケート内容については、府と協議の上、作成すること。

キ 広報

認証取得者に向けて、研修会の広報を行うこと。

ク その他

申込者の業種について以下の分類で整理すること。

- ・太陽光発電設備販売・施工
- ・太陽熱利用設備販売・施工
- ・木質バイオマス設備販売・施工
- ・建築関係（住宅販売・設計等）
- ・個人

（上記に当てはまらない場合は、どのような業種か把握すること。）

(5) 認証書の作成等

ア 認証申請書の受理

認証試験合格者から認証申請書を受取りし、申請書類に不備がないか確認の上、府あてに書類及び電子データを送付すること。（認証の審査は府が実施）。

なお、申請に係る書類の原本は、その都府に送付すること。

イ 認証書の作成・発送

府の認証審査済の者の認証書のデータを作成し、府に提出すること。

提出されたデータを基に府が認証書を印刷及び公印を押印し、認証通知を発行するので、府から提供された認証書をラミネート加工し、認証通知、留意事項等必要書類と併せて認証者へ発送すること。

なお、発送した記録（発送日等）を府に報告すること。

(6) 活動実績報告書の確認等

ア 活動実績報告書の受理

認証者から活動実績報告書を受取りし、書類に不備がないか確認の上、府あてに書類及び電子データを送付すること。（審査は府が実施）。

なお、報告に係る書類の原本は、その都度府に送付すること。

イ 有効期間の延長手続

活動実績報告書を府が審査し、有効期間の延長の要件を満たす者に対して、有効期間を延長した認証書のデータを作成し、府に提出すること。（延長の審査は府が実施）

提出されたデータを基に府が認証書を印刷及び公印を押印し、延長通知を発行するので、府から提供された認証書をラミネート加工し、延長通知と併せて認証者へ発送すること。（延長通知は公印の押印が無いので、データを印刷すること。）

なお、発送した記録（発送日等）を府に報告すること。

ウ アンケート

認証者の活動内容や認証制度に係るアンケート調査票を作成し、回収・集計・分析を行うこと。

なお、アンケート内容については、府と協議の上、作成すること。

(7) 認証変更届の受理等

ア 認証変更届出書等の受理

認証者から認証変更届出書等を受取り、書類に不備がないか確認の上、府あてに書類及び電子データを送付すること。

なお、届出に係る書類の原本は、その都度府に送付すること。

イ 認証変更等のデータの作成

認証書の変更が必要な場合は、認証書のデータを作成し、府に提出すること。（審査及び認証書の発行、発送は府が実施する。）

(8) スキルアップ研修会の実施

コンシェルジュ（令和5年度新規認証予定者含む。）を対象としたスキルアップのオンライン型研修会を以下のとおり開催すること。

ア 研修内容

研修内容は、府と協議の上、決定するものとする。

なお、研修に必要な資料等の作成も行うこと。

イ 研修方式

Zoom等を活用したWebセミナー方式

なお、録画配信等、受講しやすい方法を検討すること。

ウ 研修実施回数

研修実施回数は、合計で4回以上とする。

エ 研修講師

専門的な知識をもつ者を府と協議の上、選定すること。

オ アンケート

研修会に係るアンケート調査票を作成し、回収・集計・分析を行うこと。

なお、アンケート内容については、府と協議の上、作成すること。

(9) 認証者の把握

認証者の人数、更新時期、業種、各研修申込状況等について常時把握できるようにすること。

なお、業種については、以下の分類で整理すること。

- ・太陽光発電設備販売・施工
- ・太陽熱利用設備販売・施工
- ・木質バイオマス設備販売・施工
- ・建築関係（住宅販売・設計等）
- ・個人

（上記に当てはまらない場合は、どのような業種か把握すること。）

(10) その他

事業の実施に当たっては、都度、府と協議の上、行うこと。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日までとする。

4 成果物

業務完了報告書1部及び電子データ

5 納品先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

6 留意事項等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、府に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。